

## 社会福祉法人聖慈会 役員等の報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖慈会（以下「この法人」という。）定款第8条及び定款第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用弁償をする。

ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

#### (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

理事会及び評議員会への出席	1000円
---------------	-------

#### (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

監事監査の実施	2000円
---------	-------

### (費用弁償の支給方法)

第4条 理事会及び評議員会等に出席した都度、支給する。

2 監事監査実施した都度、支給する。

3 費用弁償は、通貨をもって本人に支払うものとする。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

### 附則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。